

令和2年6月10日

キャンペーン登録宿泊事業者 様

長崎県観光振興課
(一社)長崎県観光連盟

ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～に係る請求の受付等について

平素から本県の観光振興にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、6月1日から県民を対象とする「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」を実施しておりますが、このたび、宿泊事業者が請求する際の手続き等をまとめたマニュアルを作成するとともに、「現地割引」に係る支払い業務等を行うキャンペーン事務局を開設し、請求書の受付を下記のとおり開始しますのでお知らせします。

つきましては、マニュアルに基づき、キャンペーン事務局に請求書をご提出いただきますようお願いいたします。

また、当該キャンペーンは、当面継続することとしており、当方から予約受付中止の連絡をするまでは、引き続き予約を受付けていただいております。これまで受け付けた予約に関しましては、中止の連絡後であっても、助成対象とします。

なお、各宿泊施設の予約状況を定期的に把握する必要があるため、事務局において別途調査を行いますので、ご協力よろしくお願いします。

ご不明な点がございましたら、事務局へお問い合わせください。

記

1. 請求書受付期間 令和2年6月15日(月)～8月14日(金)
2. 請求方法 別添マニュアルでご確認ください。
3. 提出先 ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局
 (株)日本旅行長崎支店内)
 〒850-0036 長崎市五島町 5-48
 TEL：050-8880-4970 (宿泊事業者専用ダイヤル)
 FAX：095-825-8552
 開設期間：令和2年6月15日(月)～8月31日(月)
 営業時間：9：00～17：45 (土日祝祭日も営業)
 “ながさき癒し旅” ウェルカムキャンペーン事務局も兼ねます。

4．そ の 他

- ・請求書を提出する際は、キャンペーン別（ふるさと再発見の旅、ながさき癒し旅）に作成してご提出して下さい。ただし、両キャンペーンの事務局は兼ねているので、両キャンペーンの請求書を同一封筒で送付していただいて構いません。
- ・問い合わせは、キャンペーン事務局をお願いします。

〔添付資料〕 「ふるさと再発見の旅 ～宿泊施設応援キャンペーン～」取扱マニュアル

長崎県民限定
「ふるさと再発見の旅
～ 宿泊施設応援キャンペーン～」
取扱マニュアル



長崎県 / (一社)長崎県観光連盟

1．はじめに

本キャンペーンにおける「現地割引」の取扱については、本書、並びに別添資料を確認のうえ、間違いのないようお願いいたします。

なお、本マニュアルに掲載のない事項につきましては、お手数ですが、事務局までお問い合わせください。

■目 次

1．はじめに	1
2．キャンペーンの内容について	2
3．現地割引の適用について	3
4．請求手続きについて	5
5．よくある質問	7
6．様式集	9
7．事務局連絡先	9

■別添資料

- 1．様式第1号 請求書
- 2．様式第2号 適用実績報告書
- 3．様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
- 4．様式集（記入例）
- 5．様式2 宿泊料金割引申請書
- 6．お客様向けQ & A

2 . キャンペーンの内容について

- (1) 実施名 ふるさと再発見の旅 ～ 宿泊施設応援キャンペーン ～
- (2) 実施方法 以下の 2 つの方法で実施
 宿泊施設（現地）で支払う際に割引（以下、現地割引）
 じゃらん net を活用した割引
- (3) 助成対象 長崎県民（長崎県在住）
- (4) 助 成 額 宿泊料金 1 人 1 泊あたり 5 , 0 0 0 円
 宿泊料金には、部屋代だけではなく、食事や特典等を付けた宿泊プランを含む。
 5 , 0 0 0 円（税抜）以上の宿泊プランが助成対象です。
 5 , 0 0 0 円（税抜）未満の宿泊プランは助成対象とはなりませんので、その場合は、例えば、食事等を付けた宿泊プランとして既存プランをグレードアップさせて、あらかじめ 5 , 0 0 0 円（税抜）以上の宿泊プランとすることをお勧めします。
- (例 1) 1 泊 2 食付き 8 , 0 0 0 円（税込）の宿泊プランを利用した場合
 助成額 5 , 0 0 0 円 宿泊者負担 3 , 0 0 0 円
- (例 2) 2 連泊 1 9 , 8 0 0 円（税込）の宿泊プランを利用した場合
 助成額 1 0 , 0 0 0 円 宿泊者負担 9 , 8 0 0 円
- (例 3) 1 泊朝食付き 5 , 4 0 0 円（税込）の宿泊プランを利用した場合
 5 , 5 0 0 円（税込）未満の宿泊プランは助成対象外
- (5) 対象期間 令和 2 年 6 月 1 日（月）～ 7 月 3 1 日（金）
 8 / 1 チェックアウト分まで
 今後の新型コロナウイルス感染症に係る情勢によっては、本キャンペーンを中断または中止する場合があります。
 期間中であっても、助成利用額が予算額に達した場合は、本キャンペーンを終了させていただくことがあります。
- (6) 対象施設 登録した長崎県内宿泊施設(旅館、ホテル、民宿、体験民泊事業者等)
 利用可能施設として登録された施設のみで利用できます。事前登録をしていない宿泊施設では取り扱い、利用できません。
 事前登録にて認定を受けた宿泊施設様は、専用サイト（ホームページ https://www.nagasaki-tabinet.com/islands/article/kenmin_ouen）に掲載していますので、必ずご確認ください。「ながさき旅ネット」で、検索してください。

3 . 現地割引の適用について

(1) 割引対象

各施設の既存の予約方法（電話直接、自社ＨＰでの直接予約、ＯＴＡなど）で、県民のお客様が申請書を提出したうえで、宿泊料金を宿泊施設（現地）で支払う場合、割引の対象となります。

ネット系や旅行会社等で事前決済により予約した場合は、割引の対象外です。

利用回数に限度はありませんが、連泊の場合、１施設、３連泊までが割引対象です。

(2) 現場における確認方法

お客様は、宿泊する宿泊施設に対して、運転免許証や健康保険証等の本人確認ができる公的証明書（住所記載があるもの）を添付のうえ、「宿泊料金割引申請書（様式２）」を提出する。

宿泊施設は、提出された宿泊料金割引申請書及び本人確認書類を受領し、記載内容の確認、本人及び同伴者が県民であるかの確認を行う。

● 宿泊料金割引申請書

- ・「ながさき旅ネット」に掲載するものをご持参いただく、又は宿泊施設で配布して下さい。
- ・申請書に添付する本人確認書類は、家族等グループの場合、代表者のみで可。
- ・じゃらんnetで配布している割引クーポンを利用する場合、「宿泊料金割引申請書」の提出は不要。なお、じゃらんnetで配布している割引クーポンを利用せずに、「現地割引」を利用する場合は「宿泊料金割引申請書」の提出が必要になります。

● 公的証明書による本人確認

宿泊者より提示された公的証明書（住所記載があるもの）をもって、助成を受けようとする者が県民であるかの確認を行い、「宿泊料金割引申請書」の氏名欄にチェックを入れます。

公的証明書（住所記載があるもの）とは運転免許証や健康保険証、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等は、３か月以内に発行されたものに限りします。

● その他

宿泊割引申請書の原本は、キャンペーン事務局への精算に必要な書類になりますので、保管して下さい。個人情報の取扱いには十分にお気をつけください。

(3) 宿泊者との宿泊料金の精算

- ・宿泊料金割引後の金額をお客様に請求して下さい。
- ・決済方法について、お客様には現金での精算を推奨していますが、宿泊施設の判断でかまいません。

(4) 長崎県内の市町が実施する宿泊割引制度との併用について

県内市町が独自に県民や市（町）民向けに実施する宿泊料金の割引制度との併用は可です。その場合、以下のとおり取り扱って下さい。

県のキャンペーン助成額 5 , 0 0 0 円を先に適用して下さい。

県のキャンペーン助成額 5 , 0 0 0 円を適用後、まだ宿泊料金に差額（お客様負担）がある場合、残額に市町の割引制度を適用して下さい。

(例示) 1 2 , 0 0 0 円の宿泊プランをご利用の場合（ ●●市の割引制度が宿泊料金の 1/2 の場合 ）

県キャンペーン助成 5 , 0 0 0 円を利用

差額の 7 , 0 0 0 円に対して、●●市の割引制度を利用

●●市宿泊助成額 7 , 0 0 0 円（差額） × 1/2 = 3 , 5 0 0 円

お客様負担は、差引 3 , 5 0 0 円となります。

各市町が実施する宿泊割引制度については、市町で異なりますので、各宿泊施設でご確認ください。

(5) 利用制限

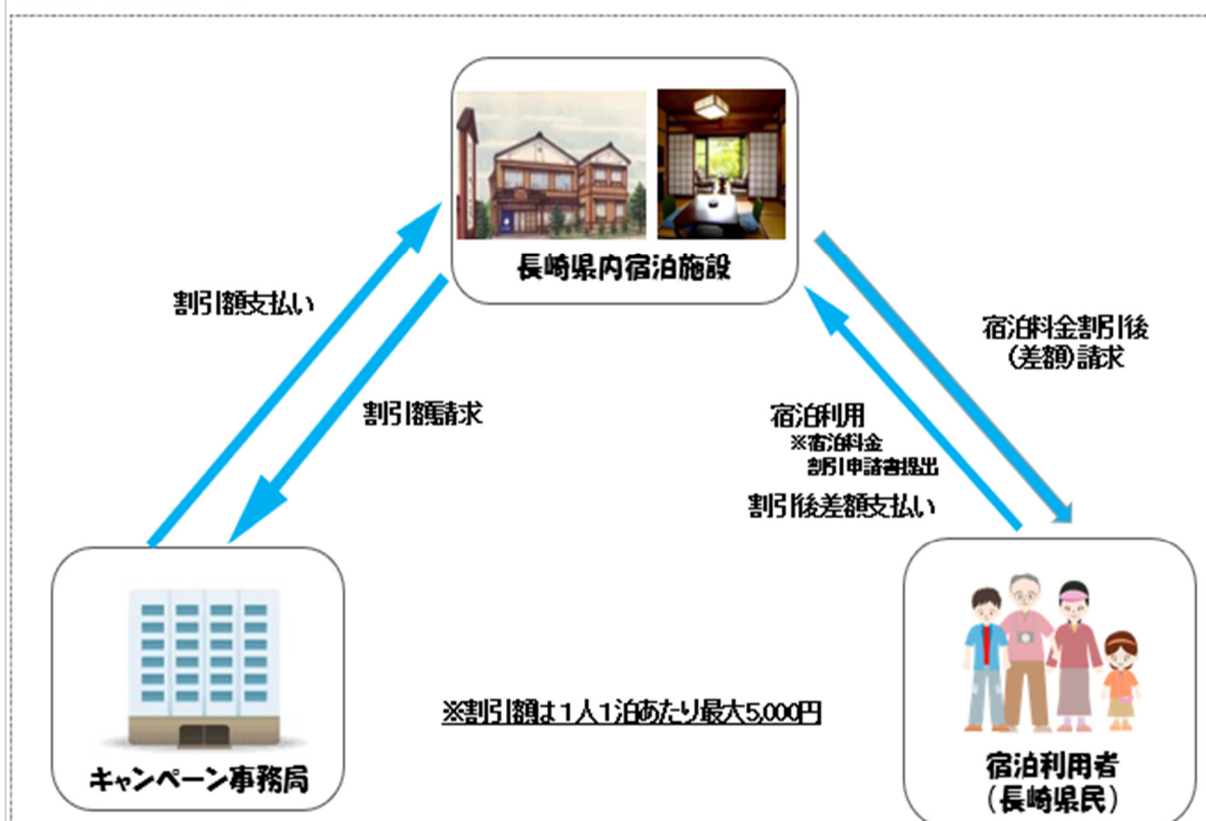
- ・当キャンペーンにご利用いただけるのは長崎県内在住の県民の方に限ります。
- ・ 1 人 1 泊あたりの宿泊プラン価格が 5,000 円（税抜）以上のご利用に限ります。
- ・ 割引対象となる宿泊プランは、1 人 1 泊当たり 5 , 0 0 0 円以上（税抜）のプランです。食事などの付加価値をつけて 5 , 0 0 0 円以上（税抜）のプランを作ることとは可能ですが、換金性の高い金券等（プリペイドカード、商品券等）の付与は不可です。なお、景品表示法ほか法令等を遵守したものとしてください。
- ・ 休憩や食事など、日帰り利用は割引対象外になります。
- ・ オンライン予約等で事前に決済した場合は、割引対象外となります。
- ・ 役員や従業員が自社の施設に宿泊する場合は、割引対象外となります。

4 . 請求手続きについて

(1) 精算方法

精算方法については、下記「宿泊料金割引スキーム (図)」のとおりになります。

宿泊料金割引スキーム



(2) 請求方法

- ・ 請求書受付期間 6月15日(月) ~ 8月14日(金) 厳守
- ・ 支払日 原則、2週間ごとに支払い
できるかぎり早めの支払いに努めます
- ・ 以下の書類をセットにして、事務局に請求して下さい。
- 提出書類
 - 請求書 (様式第1号)
 - 適用実績報告書 (様式第2号)
 - 宿泊料金割引申請書 (様式2) 原本 (本人確認書類が添付されていること)
- ・ 請求の流れ
 - 1 ~ 2週間分の実績をとりまとめて請求書、資料を作成
 - ↓
 - 受付期間内に事務局へ郵送
 - ↓
 - 事務局が定める支払日に指定口座へ振込
 - 書類に不備があった場合は、振込手続きが遅れることもあります

- ・記載方法については、様式集（記入例）を参考にしてください。
- ・可能な限り、配達記録が残る形（書留、宅配便等）で送付してください。配達中、書類の紛失等が発生しても、県及び観光連盟、事務局はその責任を負いません。
- ・送付にかかる費用は、宿泊施設様のご負担になります。

（３）請求書等の送付先

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局（㈱日本旅行長崎支店内）

〒８５０－００３６

長崎県長崎市五島町５－４８

TEL：０５０－８８８０－４９７０（宿泊事業者専用ダイヤル）

FAX：０９５－８２５－８５５２

開設期間：令和２年６月１５日（月）～８月３１日（月）

営業時間：９：００～１７：４５（土・日・祝祭日も営業）

5. よくある質問 (FAQ)

【変更手続き関係】

Q 1 申請登録後に、宿泊施設の名称や代表者の変更があった場合の手続きは？

A 1 各種変更届及び利用施設解除届（様式第3号）を提出してください。

【割引利用残数の情報共有について】

Q 2 事業者としても割引の残数を知りたいので、旅ネットで申込書のダウンロード時に残数を自動的に表示できるようにするのはどうか？

A 2 申込書のダウンロード数＝予約数とは限らず、実際の残数とは差異が出るため、そういった機能を追加する予定は現状では無い。

【割引の適用について】

Q 3 割引が実際に適用されるのは、予約順かそれとも宿泊順か？

A 3 予約順になる。受け付けた予約分は助成の対象となるので、事務局から予約受付のストップをかけるまで予約は受け付けてもらってよい。

Q 4 事前にキャンペーンについて知らずに宿泊されるお客様には、精算時などに「こういった割引もある」といった案内はしてよいのか？

A 4 割引に関しては、申込書・県民を証明できる書類があれば申請できるので、必要書類が準備できるのであれば、キャンペーンについて知らないお客様に対して案内を行うことは可能。

Q 5 宿泊した宿に付随する体験メニューやエステなどにも充てられるのか。

A 5 最初から「宿泊プラン」に組み込まれていれば、使用可能です。

Q 6 宿泊料金が5000円に達せず、施設内にレストランなどが無いため、レストランの食事をつけたプランを作ることができない。周辺の飲食店の商品とセットにしたプランは割引の対象となるのか。

A 6 可能だが、セットとなるものに金券など換金性のあるものを組み込むことは不可。
【換金性があると考えられるもの】
飲食店での食事券、クオカードなど 対象の宿泊期間外に単独で利用できるもの

Q 7 施設一棟や一室が一泊当たり 8000 円。(人数による料金の変動なし)もし二人宿泊する場合、一人当たりの料金が 5000 円を下回るので適用されないのか。
一人分だけ適用することはできないのか。

A 7 適用か否かは、一人一泊当たりの宿泊単価の金額がベース。
この場合(2人宿泊の場合)一人当たりの宿泊単価は 4000 円となり、5000 円を下回るので、二人分ともに適用外。

お客様向け Q & A も添付しています。必ず、ご一読ください。

6 . 様式集

- ・各種様式は、別添資料を確認ください。
- ・請求書（様式第1号）と利用実績報告書（様式第2号）の宿泊人数は、必ず一致させてください。一致しない場合は、再送をお願いします。
- ・各種様式は、下記 URL または QR コードをご参照ください。
（長崎旅ネットへ移動します）

「ながさき癒し旅 宿泊事業者向け申請関係ページ」

https://www.nagasaki-tabinet.com/islands/article/cpn2020_shinsei



■ 別添資料

- 1 . 様式第1号 請求書
- 2 . 様式第2号 利用実績報告書
- 3 . 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
- 4 . 様式集（記入例）
- 5 . 様式2 宿泊料金割引申請書
- 6 . お客様向けQ & A

7 . 事務局連絡先

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局（㈱日本旅行長崎支店内）

〒850 - 0036

長崎県長崎市五島町5 - 48

TEL：050 - 8880 - 4970（宿泊事業者専用ダイヤル）

FAX：095 - 825 - 8552

開設期間：令和2年6月15日（月）～8月31日（月）

営業時間：9：00～17：45（土・日・祝祭日も営業）

(様式第1号)

令和 年 月 日

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局 宛

(申請者)

所在地

宿泊施設名
(又は法人名)

代表者名

印

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン「現地割引」請求書

宿泊施設応援キャンペーンの利用実績報告に基づき、「現地割引」の代金として、
下記のとおり請求します。

金 円

(内訳) 5,000円 × 人 = 円

< 振込先 >

金融機関名			
本・支店名			
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義	(カナ) (漢字)		

事務局欄

確認欄	
-----	--

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局 宛

(申請者)

所在地

宿泊施設名
(又は法人名)

代表者名

印

「現地割引」の利用実績を下記のとおり報告します

	宿泊日 (チェックイン日)	名前 (代表者氏名)	宿泊日数	人数	宿泊料金 (税抜)	割引額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計						

欄が不足する場合はコピーして使用してください

事務局欄

確認欄	
-----	--

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局 宛

(申請者)

所 在 地

宿泊施設名
(又は法人名)

代表者名

印

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン
各種変更届及び利用施設解除届

宿泊施設応援キャンペーン期間中、申請時に送付いただいた情報から変更が生じる場合はすみやかに事務局へ通知してください。また、利用施設解除届もすみやかに通知ください。

☐ 事業者の代表者変更届

変更日(予定)	
変更前	
変更後	

☐ 事業者名称変更届

変更日(予定)	
変更前	
変更後	

☐ 取り扱い施設解除届

変更日(予定)	
解除理由	

☐ その他変更届

変更内容を 明記ください	
-----------------	--

事務局欄

確認欄	
-----	--

記入例

(様式第1号)

令和 2年 6月 〇〇日

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局 宛

(申請者)

所在地 〒〇〇〇〇 長崎県〇〇市〇〇町〇〇〇〇

宿泊施設名
(又は法人名)

ホテル 〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

印

代表者印以外にも
会社印でも可

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン「現地割引」請求書

宿泊施設応援キャンペーンの利用実績報告に基づき、「現地割引」の代金として、
下記のとおり請求します。

金 1,000,000 円

5,000円 × 200 人 = 1,000,000 円

< 振込先 >

金融機関名			
本・支店名			
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義	(カナ) (漢字)		

事務局欄

確認欄

記入例

(様式第2号)

令和 2年 6月 〇〇日

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局 宛

(申請者)

所在地

〒〇〇〇〇 長崎県〇〇市〇〇町〇〇〇〇

宿泊施設名
(又は法人名)

ホテル 〇〇〇

代表者名

〇〇 〇〇

印

「宿泊料金割引申請書」1枚に対し、1行記載

「現地割引」の利用実績を下記のとおり報告します

	宿泊日 (チェックイン日)	名前 (代表者氏名)	宿泊日数	人数 (割引対象者)	宿泊料金 (税抜)	割引額
1	6月〇〇日	●●●●	1	1	8,000	5,000
2	6月〇〇日	●●●●	1	2	16,000	10,000
3	6月〇〇日	●●●●	1	3	24,000	15,000
4	6月〇〇日	●●●●	3	1	24,000	15,000
5	6月〇〇日	●●●●	3	2	48,000	30000
6	6月〇〇日	●●●●	3	3	72,000	45000
7	7月〇〇日	●●●●	1	10	80,000	50,000
8	7月〇〇日	●●●●	1	20	160,000	100,000
9	7月〇〇日	●●●●	1	30	240,000	150,000
10	7月〇〇日	●●●●	3	10	240,000	150,000
11	7月〇〇日	●●●●	3	20	480,000	300,000
12	7月〇〇日	●●●●	1	26	208,000	130,000
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計						1,000,000

割引対象者の宿泊
料金の総額を記載

欄が不足する場合はコピーして使用してください

事務局欄

確認欄

記入例

(様式第3号)

令和 2年 6月 〇〇日

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン事務局 宛

(申請者)

所在地 〒〇〇〇〇 長崎県〇〇市〇〇町〇〇〇

宿泊施設名
(又は法人名) ホテル 〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇 印

ふるさと再発見の旅 宿泊施設応援キャンペーン
各種変更届及び利用施設解除届

宿泊施設応援キャンペーン期間中、申請時に送付いただいた情報から変更が生じる場合はすみやかに事務局へ通知してください。また、利用施設解除届もすみやかに通知ください。

☒ 事業者の代表者変更届

変更日(予定)	7月〇〇日
変更前	長崎 太郎
変更後	長崎 花子

☐ 事業者名称変更届

変更日(予定)	
変更前	
変更後	

☐ 取り扱い施設解除届

変更日(予定)	
解除理由	

☐ その他変更届

変更内容を 明記ください	
-----------------	--

事務局欄

確認欄	
-----	--

宿泊者 → 宿泊施設へ提出
長崎県民限定

(様式2)

「ふるさと再発見の旅 ～宿泊施設応援キャンペーン～」
宿泊料金割引申請書

お名前	(グループの場合は代表者名)				
住 所	長崎県	市(町)	番地		
グループ(ご家族等)の場合は下記に代表者以外の方のお名前を記載ください					
1.			6.		
2.			7.		
3.			8.		
4.			9.		
5.			10.		
宿泊日	令和2年	月	日	～	月 日
	宿泊日数		泊		
宿泊料金	円	割引額	(5,000円×人数×宿泊数) 円	差 引 支払額	円

宿泊料金の割引額は1人1泊当たり5,000円

宿泊するお客様が記入し、宿泊する宿泊施設へ提出してください。

代表者以外の氏名欄は宿泊料金の割引対象となる方のみ記載

代表者以外の氏名欄 ☐ は宿泊施設が本人確認のチェック ☒ を入れてください。

申請者(宿泊料金割引利用者)本人確認書類
写し貼り付け

現住所が確認できるものを貼付してください。

(例示)

- ・運転免許証のコピー
- ・健康保険証(表裏)のコピー
- ・パスポートのコピー
- ・公共料金明細のコピー
- など

グループ(ご家族等)の場合は代表者のみ貼付してください。

宿泊者 → 宿泊施設へ提出
長崎県民限定

(様式2)

「ふるさと再発見の旅 ～宿泊施設応援キャンペーン～」

宿泊料金割引申請書

(記入例)

夫婦で料金1人9,000円の
宿泊施設に1泊した場合

お名前	長崎 太郎 (グループの場合は代表者名)				
住 所	長崎県 長崎 市(町) 尾上町 3 番地 1号				
グループ(ご家族等)の場合は下記に代表者以外の方のお名前を記載ください					
1. 長崎 花子	☐	6.	☐		
2.	☐	7.	☐		
3.	☐	8.	☐		
4.	☐	9.	☐		
5.	☐	10.	☐		
宿泊日	令和2年 6月30日 ~ 7月 1日			宿泊日数	1泊
宿泊料金	18,000 円	割引額	(5,000 円×人数×宿泊数) 10,000 円	差 引 支払額	8,000 円

宿泊料金の割引額は1人1泊当たり5,000円

宿泊するお客様が記入し、宿泊する宿泊施設へ提出してください。

代表者以外の氏名欄は宿泊料金の割引対象となる方のみ記載

代表者以外の氏名欄 ☐ は宿泊施設が本人確認のチェック✓を入れてください。

申請者(宿泊料金割引利用者)本人確認書類
写し貼り付け

現住所が確認できるものを貼付してください。

(例示)

- ・運転免許証のコピー
- ・健康保険証(表裏)のコピー
- ・パスポートのコピー
- ・公共料金明細のコピー
- など

グループ(ご家族等)の場合は代表者のみ貼付してください。

「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン」 Q & A

[1] 宿泊施設（現地）で支払う場合

【キャンペーンについて】

Q 1 このキャンペーンの期間はいつからいつまでですか？

A 1 宿泊日が令和2年6月1日（月）から7月31日（金）（8月1日（土）チェックアウト）までです。

今後の新型コロナウイルス感染症に係る情勢によっては、本キャンペーンを中断または中止する場合があります。

期間中であっても、予算の上限に達した場合は、本キャンペーンを終了させていただくことがあります。

【利用対象者について】

Q 2 このキャンペーンは誰でも利用ができますか？

A 2 県内在住の県民の方がご利用いただけます。

利用者は、予約時に、宿泊施設に本キャンペーンを利用する旨お申し出が必要です。ネット予約の場合も、速やかにお知らせください。予約時に連絡がないと割引が受けられない場合があります。

Q 3 子供も割引になりますか？

A 3 子供も5000円（税抜）以上の場合は割引対象になります。

Q 4 キャンペーン前に申し込みをしていましたが対象になりますか？

A 4 申し出があった時点で、上限に達しておらずキャンペーン継続期間中であればご利用いただけます。

Q 5 じゃらんネット以外のオンラインで予約したが対象になるのか？

A 5 県民の方で、予約時に本キャンペーン利用であることの宿泊施設への連絡、現地で支払いしていただくことにより、対象になります。申請書（代表者の公的証明書添付）は必要になります。

Q 6 10人以上のグループでも利用可能か？

A 6 県民の方で、予約時に本キャンペーン利用であることの宿泊施設への連絡、現地で支払いしていただくことにより、対象になります。申請書（代表者の公的証明書添付）は必要になります。

Q 7 グループで参加したいが、県外の方もいるが対象になるのか。

A 7 県外の方は対象になりません。県民の方のみ申請書に記入して御提出して下さい。

Q 8 人数が追加になりました。追加の人も本キャンペーンを利用できますか？

A 8 申し出があった時点で、上限に達しておらずキャンペーン継続期間中であればご利用いただけます。

【対象施設について】

Q 9 対象になる施設はどのような施設でしょうか？

A 9 旅館業の営業許可等を受けた県内の宿泊施設のうち、本キャンペーンに登録した施設です。施設一覧は、長崎県観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」で確認が出来ます。

Q 1 0 当初申し込んだ日程から変更になりました。宿泊施設の変更はありません。引き続き、本キャンペーンの利用できますか？

A 1 0 申し出があった時点で、上限に達しておらずキャンペーン継続期間中であればご利用いただけます。

【対象プランについて】

Q 1 1 対象になるプランはどのようなものですか？

A 1 1 宿泊料金がおひとり 1 泊あたり 5,000 円以上（税抜）のもので、宿泊代金を現地で支払うものが対象です。子供も 1 泊あたり 5,000 円以上（税抜）の場合対象になります。宿泊施設への直予約のほか、旅行会社経由のものも現地払いは対象となります。ただし、じゃらん net の同キャンペーン割引クーポンと重ねての利用はできません。

Q 1 2 事前に宿泊代金の決済を済ませたものも本キャンペーンの対象となりますか？

A 1 2 対象になりません。

Q 1 3 休憩や食事など、日帰り利用も対象になりますか？

A 1 3 対象になりません。

Q 1 4 本キャンペーンの割引をキャンセル料に充当できますか？

A 1 4 できません。

【利用方法について】

Q 1 5 キャンペーンを利用する際は、予約の際に申し出るだけでいいですか？

A 1 5 利用の際に、利用者全員の住所を確認しますので、住所が確認できる公的証明書を当日宿泊施設に持参してください。あわせて利用者（複数で宿泊する場合は代表者）は証明書をコピーした上で、規定の申請書とともに宿泊施設に提出が必要です。

Q 1 6 公的証明書とはこういったものを指しますか？

A 1 6 運転免許証や健康保険証、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等は、3 か月以内に発行されたものに限りします。

Q 1 7 現地で支払う際、現金以外の支払いはできないのか？

A 1 7 宿泊施設がクレジットカードなどでの支払いのお取り扱いしているのであれば可能です。ただ、宿泊施設応援の観点から「現金」での支払いをお願いいたします。

Q 1 8 予約した際、割引適用にする旨を伝えていないが。

A 1 8 宿泊施設に必ず事前に連絡をお願いします。事前の申し出がない場合、割引を受けられないことがあります。

Q 1 9 対象者は何泊でも利用が出来ますか？

A 1 9 何回でも利用できます。ただし、1 施設に連泊の場合、割引対象となるのは3 連泊までです。

【割引制度の併用について】

Q 2 0 市町の割引制度を併用できますか？

A 2 0 宿泊料金から、まず、県の制度の割引額 5000 円を差し引き、残額に対して市町の制度を適用してください。市町の制度の詳細については、各市町の HP をごらん下さい。

[2] じゃらんネット関係

Q 1 じゃらんネットの利用期間は？

A 1 6月2日（火）から7月30日（木）（7月31日（金）チェックアウト）までです。

【利用対象者について】

Q 2 誰でも利用ができますか？

A 2 クーポンは県民の方に限定して配布しております。なお、利用する際は会員登録が必要です。

【対象施設について】

Q 3 対象施設は？

A 3 じゃらんネットで提供している施設をご確認下さい。

【利用方法について】

Q 4 利用方法は？

A 4 じゃらんネット内の特設サイトで、クーポン取得後、予約画面でクーポンを利用することにより、割引後の料金で予約できます。

なお、クーポンを利用せずに予約した場合は、割引が適用されていませんのでご注意ください。

Q 5 4名以上で予約したいが可能か。

A 5 じゃらん net では3名分までの割引クーポンしかありません。4名以上の場合は、宿泊施設に直接予約し、現地で支払う方法であれば、4名以上でも割引を適用させることができます。

Q 6 じゃらんネットの利用回数は？

A 6 クーポンは1予約に1枚使用し、4回まで利用できます。

Q 7 じゃらんネットで割引クーポンを使って予約したが、申請書は必要か？

A 7 申請書は不要です。

【割引制度の併用について】

Q 8 市町の割引制度を併用できますか？

A 9 割引後の残額を現地払いすることで併用することができる場合があります。ただし、じゃらんクーポン適用後の残額によっては利用できない場合があります。